

津市水道事業配水管工事競争入札参加資格審査要綱

平成18年1月1日

改正 平成18年5月31日
平成20年5月30日
平成27年3月31日
令和2年3月31日
令和5年5月25日

(目的)

第1条 この要綱は、津市上下水道事業局及び上下水道管理局が所掌する配水管布設・移設工事（以下「配水管工事」という。）の請負等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行うに当たり、その参加する者（以下「建設業者等」という。）の参加に必要な資格を審査し、及び競争入札に参加させる建設業者等を公正に選定することについて必要な事項を定め、もって契約の適正な履行を図ることを目的とする。

(審査方法等)

第2条 建設業者等の資格の審査方法等については、津市建設工事等競争入札参加資格審査要綱（平成18年1月1日施行。以下「津市審査要綱」という。）に基づくほか、この要綱の規定によりこれを行う。

(資格要件)

第3条 配水管工事の入札に参加できる資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 津市の土木一式工事の資格要件を満たしている者とする。
- (2) 津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）に定める津市水道事業指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）とする。ただし、事業を休止中又は指定の効力の停止期間中の者は除く。

(新規入札参加業者要件)

第4条 配水管工事の入札に新規に参加できる者は、前条第1号及び次の要件を満たしているものとする。

- (1) 津市上下水道事業局及び津市上下水道管理局の発注する配水管工事への入札参加を希望し、申し出のあった者であること。

- (2) 津市水道技術管理者が毎年原則として3月に実施する水道技術講習会を受講すること。ただし、水道技術講習会までに前条第2号の資格要件を満たしていること。

(適格審査の方法)

第5条 配水管工事の適格審査方法については、津市審査要綱第4条第1項第1号に基づく客観点数及び主観点数の合計点数により採点する。

2 前項の主観点数は、次に掲げる数値の合計点数とする。

- (1) 前年度の工事（前年の4月1日からその翌年の3月31日までに完成し、検査の完了した工事をいう。以下同じ。）について、工事成績を評点化した数値。
- (2) 前年度の工事について、施工体制の点検結果を評点化した数値。
- (3) 前年度における指名停止に係る期間を評点化した数値。
- (4) 前年度の本市における給水装置工事（前年の4月1日からその翌年の3月31日までに検査の完了した工事をいう。）について、施工件数1件につき5点を加算し、上限を50点とした数値。ただし、新規入札参加業者についての初年度の採点は、第1項で採点された合計点数によらず、最下位に位置づけする点数と取り扱うものとする。

(競争入札における建設業者等に必要な資格に係る要件)

第6条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき定める配水管工事の資格に係る要件は、次に掲げるもののほか、別表に定めるところによる。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けていること。
- (2) 法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受け、経営に関する客観的事項の年平均完成工事高を有していること。
- (3) その競争入札における建設工事等の業種に応じた技術者を有すること。
- (4) その競争入札における建設工事等の業種について津市競争入札参加資格者名簿の希望業種欄に登載されているものであること。

2 前項の規定にかかわらず、上下水道事業管理者が配水管工事に關し、次の各号の一に該当すると認めるときは、同項に規定する資格に係る要件については同項の規定によらないことができる。

- (1) 特殊な機械器具を購入し、又は設置するとき。
- (2) 特殊な工法、技術又は機械を必要とするとき。

- (3) 材料が特殊な製品であるとき。
- (4) 数年度にわたり継続して施工するとき。
- (5) 災害時における応急の工事等であるとき。
- (6) 他の工事と密接な関連のあるとき。
- (7) 工法上特に必要と認めるとき。
- (8) その他上下水道事業管理者が特に必要と認めるとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 合併前旧市町村の配水管工事の指名条件を満たしていた者は、平成19年5月31日までの期間については、この要綱の第3条及び第6条第1項第2号の要件を満たすものとみなす。
- 3 主観点数は、次のとおりとする。
 - (1) 平成19年5月31日までの期間については、この要綱の第5条第2項第3号に定める数値とする。
 - (2) 平成19年6月1日から平成20年5月31日までの期間については、この要綱の第5条第2項第1号、第2号及び第3号に定める数値の合計点数とする。

附 則 (平成18年5月31日)

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日)

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月25日)

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	設計金額	格付基準
A 1	2,500万円以上	(1) 総合点が850点以上 (2) 年平均完成工事高が6,000万円以上
A 2	2,500万円以上 6,000万円未満	(1) 総合点が800点以上 (2) 年平均完成工事高が2,500万円以上
B	130万円以上 2,500万円未満	上記以外の者及び新規入札参加業者で年平均完成工事高を有するもの
<p>設計金額が2,500万円以上の工事については、2級建設機械施工技士若しくは2級土木施工管理技士（種別を土木とする者に限る。）又はこれらの者と同等以上の者と認められる者を工事に配置することができる者に限る。</p> <p>設計金額が6,000万円以上の工事については、監理技術者を工事に配置することができる者に限る。</p> <p>設計金額が6,000万円以上の工事については、特定建設業の許可のある者に限る。</p>		

備考

- 1 総合点とは、客観点数と主観点数とを合計した数値をいう。
- 2 年平均完成工事高とは、審査基準日が前々年の10月1日からその翌年の9月30日までに該当する総合評定値通知書記載の当該業種に係る年平均完成工事高をいう。
- 3 当該区分に登載されたものの所在地は、5月1日現在のものとする。